

グランドハンドリングにおける安全監督体制の強化に向けたワーキンググループ 規 約

（設置の目的）

第1条 グランドハンドリング事業者に対する安全監督体制の強化に向けた制度的措置の必要性の検討に向け、グランドハンドリングの事業実態及び安全確保など専門的知見に基づいた検討を行うことを目的として、持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会の下に「グランドハンドリングにおける安全監督体制の強化に向けたワーキンググループ」（以下WG）を設置する。

（WGの構成）

第2条 WGの構成は、別紙に掲げる委員で構成する。

（委員長の任命等）

第3条 WGに委員長を1名置く。

- 2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 委員長は、本WGを統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

（議事の公開）

第4条 WGは冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 WGの資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 WGの議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

（事務局）

第5条 WGの事務局は、国土交通省航空局安全部航空安全推進室及び航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課に置く。

（守秘義務）

第6条 委員は、WGを通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項については、WGで定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和6年10月25日から施行する。